

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、丸亀市の土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理）下新開地区（綾歌工区））の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を丸亀市都市経済部土地改良課において平成20年11月4日から同月25日まで縦覧に供する。

平成20年10月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀